

4. 妊娠期からの児童虐待防止に関する研修

【目的】

児童虐待の発生予防には、妊娠届時など妊娠期から関わるのが重要であり、早期発見・早期対応には新生児訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業における保健師の関りや関係機関との連携強化が求められる。本研修は、保健師等が児童虐待防止に関する最新の知見や動向を理解し活用できるようになること、市町村及び医療機関で児童虐待防止に生かすことを目的とする。

【対象】自治体母子保健、児童福祉施設担当者等

【ポイント】虐待予防含む母子への支援は、**妊娠期から多機関・多部署が密接に連携して行うことが重要。**

<婦人科医療機関・病院における児童虐待防止>

- ・妊婦健診未受診妊婦と児童虐待には背景に強い相似性。未受診把握の重要性。
- ・社会的ハイリスク妊婦(さまざまな要因により今後の子育てが困難であろうと思われる妊婦)から児童虐待が高率に発生。妊娠中から妊婦の背景を知ること必要。把握にはアセスメントシートも有効。
- ・メンタルヘルスとの関りも重要⇒妊娠中から子育て期まで、周産期医療・保健・福祉がパラダイムシフト的発想で支援体制の構築が必要。

<地域で家族を支えて>

妊娠期から切れ目ない関り重要

- ・虐待死亡事例から見えてくる周産期からの課題
- ⇒未受診妊婦、母子健康手帳未発行、飛込出産等
- ・地域で医療機関、市町村、児相等が連携したシステム構築の必要性。
- ・支援をつなぐ⇒支援のためのアセスメント必要。
- ・虐待予防につながる連携・支援はポピュレーションアプローチ

<事例発表・京都市>

- ・市内すべての区役所、支所に「子ども育み室」を設置。妊娠期から18歳の子どもと家庭対象。
- ⇒妊娠期から協力医療機関と連携、支援。
- ・こんにちははプレママ事業：専門職による妊婦訪問、実施率80.6%(H30)
- ・母子健康手帳交付時の全数面接で「ハイリスク妊婦」把握、医療機関からの情報提供や連携でタイムリーに介入、妊婦訪問で関係構築、多機関連携で支援。

<児童相談所における

虐待対応の実際>

- ・なぜ声掛けをするのか
- ⇒地域で子どもを守る、安全に関する共同責任があるから。
- ・虐待は子どもの問題ではない。親の行動言動選択の問題。
- ・相談は対象者の過去、現在、これからを踏まえて行う。
- ・子どもの“安全”に係る仕事は一人、ひとつの機関で対応できるものではない。
- ・つなぐ≠みんながつながる≠抱え込まない。

<多機関連携で虐待の早期発見、予防的支援へ～小児科臨床の現場から～>

- ・当院では「家族支援チーム」立ち上げ、治療は担当医、保護者対応はチーム代表、通告や他機関との調整はMSWが行う。定期的な会議や啓発活動も実施。
- ・重症ケースになってから対応するのではなく“要支援児童”“特定妊婦”の時点で対応が必要。時が経つにつれて一貫して関与できる職種が少なくなる。
- ・虐待かしつけか⇒その行為を親の意図で判断するのではなく「子どもにとって有害か否か」
- ・重症ケースも最初は軽症、いわゆる“気になるケース”。軽症ケースを大切に。